



八 監 第 3 3 3 号
令 和 4 年 1 2 月 5 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項，第2項及び第4項の規定による財務部の
監査を行ったので，次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象機関

財務部

- (1) 財政課
- (2) 契約課（工事検査室）
- (3) 資産管理課
- (4) 納税課（債権管理室）
- (5) 市民税課
- (6) 資産税課

3 監査の範囲

令和4年度（令和4年8月末現在）における財務部の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

予算の執行状況、事務事業の執行状況、補助金交付事務の状況、契約事務の状況、財産の管理状況について、合規性及び効率性を主眼に、過去の監査結果等を勘案し、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和4年8月23日から同年11月30日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的にのっとり執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、監査対象機関ごとの所見（指摘事項）は、次のとおりである。

所見

対象機関	区 分	内 容
資産管理課	指摘事項	<p>1 建物総合損害共済基金分担金の支出事務について</p> <p>旧ゆりのき台学童保育所（以下「当該普通財産」という。）については、令和3年11月8日に売買契約を締結し、既に売却済であるが、令和3年7月から令和4年6月までを契約期間とする建物総合損害共済（以下「損害共済」という。）の解約申込を行っておらず、支出済である建物総合損害共済基金分担金（以下「共済基金分担金」という。）の未経過期間に対する返戻金を受領していなかった。</p> <p>また、当該普通財産について、令和4年7月から令和5年6月までを契約期間とする損害共済の継続手続を行っており、当該期間分の共済基金分担金を支払っていた。</p> <p>今後は、適切な支出事務を行われたい。</p>